

野澤組規程第二十号

プライバシーポリシーの一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月十六日

野澤組 代表 野澤

プライバシーポリシーの一部を改正する規程

プライバシーポリシー（令和五年野澤組規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四章の次に一章を加え、第五章を第十四条から第十七条までとする。

附 則

このポリシーは、令和八年九月十六日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨

管理のための操作の記録について、これに含まれる発信元のインターネット・プロトコル・アドレスの保存期間を百八十日と定め、その期間の経過後は、操作の記録そのものは残し、発信元のみを消去することを明らかにした。あわせて、本サービス全体の管理を行う者が明示的に求めたときに限り発信元を表示すること、記録をコンマ区切りのファイルとして一回につき五百行を上限に持ち出すことができること、及びそのいずれの行為も操作の記録に記録されることを定めた。また、発信元について地理的な位置の推定、接続の回線及びその提供者の特定並びに仮想私設網であるかどうかの判定を行わないことを明らかにした。従前から定めのあるフォーラムの発信者情報（第十二条）の取扱いは、変更していない。

